

議第 1577 号

白山市福留町地内における特殊建築物の敷地の位置について

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく、白山市福留町地内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	敷地の位置		地目	敷地面積 (m ²)	摘要
					主要用途（処理能力）
ハリタ金属株式会社	白山市 福留町	456 番 1 外 35 筆	宅地 雑種地	22,650.43	破碎施設(既存施設活用) ・ 廃プラスチック類 220.5 t/日

【理由】

ハリタ金属株式会社は、本申請地において、廃プラスチック類、金属くず等を圧縮する中間処理を行っている。

今回、既存の施設を活用して、廃プラスチック類の破碎を行い、資源の再利用による廃棄物の排出抑制、環境負荷の低減に寄与しようとするものである。

当施設は、市街化区域内の工業専用地域及び準工業地域に位置し、土地利用計画との整合、搬入路の確保、敷地内の緑化等がなされるとともに、周辺住民への説明、関係機関との調整が終了している。

以上により、都市計画上支障がないと考えられるので、建築基準法第 51 条ただし書の規定により敷地の位置について付議する。